



金 沢 市 公 報

第 2 7 1 8 号

平成24年(2012年)2月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課)	1
金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定取消しについて (")	1
土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の一部解除について (環境指導課)	2
地方自治法の規定に基づく指定代理納付者の指定について (市立病院事務局)	2
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	3
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	3

開発行為に関する工事の完了について (")	3
選挙管理委員会告示	
平成24年3月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について (選挙管理委員会)	3
平成24年3月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (")	4
昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (")	4
農業委員会告示	
平成24年第2回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	4

告 示

●金沢市告示第21号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により、次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年2月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐 車 可 能 な 車 種 の 区 分	入 場 及 び 出 場 の 時 間	利 用 に 供 す る 期 間
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成24年2月21日から 平成24年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車(2輪又は3輪のものに限る。)及び身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車(2輪又は3輪のものに限る。)をいう。

●金沢市告示第22号

次の施設の金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定による暫定自転車等駐車場としての指定を取り消したので、告示します。

平成24年2月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	位 置	取消年月日
金沢市営金沢駅第4自転車駐車場	金沢市昭和町632番地1	平成24年2月21日

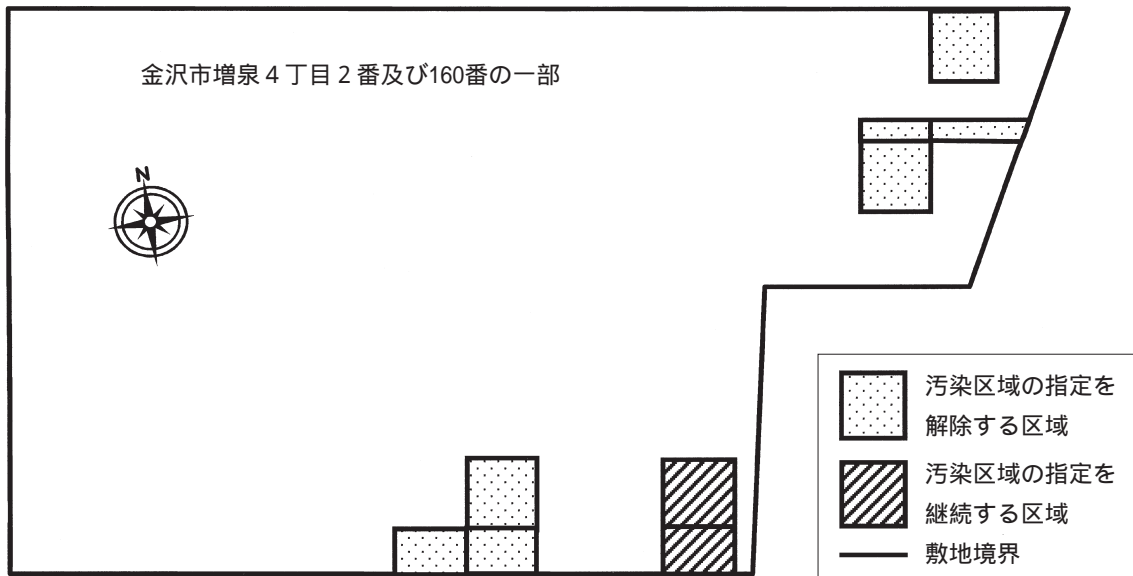
●金沢市告示第23号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、同項に規定する要措置区域の一部について同条第1項の規定を次のように解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示します。

平成24年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定を解除する要措置区域
金沢市増泉4丁目2番及び160番の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ベンゼン
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じた措置
土壤汚染の除去
（別図）



●金沢市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第167号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定したので、告示します。

平成24年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定代理納付者の名称及び本店の所在地
株式会社北国クレジット
金沢市片町2丁目2番15号
- 2 指定代理納付者の指定年月日
平成24年2月8日
- 3 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）第13条第2項に規定する使用料

- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成24年3月1日から平成24年3月31日まで

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成24年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
21	株式会社オキシー	河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目710番地	平成24年1月27日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成24年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定道路の種類	指定の年月日	指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第316号	法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路	平成24年2月13日	金沢市寺町5丁目336番2及び337番2	10.76	18.9 ~ 19.2

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年2月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市桂町イ141番1、141番4から141番7まで、142番1及び142番4から142番7まで並びに金沢市木曳野土地区画整理事業施行地区内46街区1番2	金沢市木越1丁目18番地 北峰住拓 廣茂 幸雄	道路 金沢市桂町イ141番4及び142番4並びに金沢市木曳野土地区画整理事業施行地区内46街区1番2

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第8号

平成24年3月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年2月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成24年3月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第9号

平成24年3月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年2月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成24年3月3日から同月7日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第10号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正する。

平成24年2月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第24投票区の項及び第37投票区の項中「12の部」を「12、13の部」に改める。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成24年第2回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年2月21日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成24年2月27日午後3時

2 場所

金沢市議会第1委員会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認、変更及び廃止の申請について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

平成24年(2012年)2月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)2月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉鉾4丁目166番地